

議案第29号資料

◆上尾市民ギャラリー条例改正要旨

1 名称の変更

現 行	改 正 案
上尾市民ギャラリー条例	上尾市ギャラリー条例
市役所ギャラリー	上尾市役所ギャラリー

2 使用料

- ・市民ギャラリーの使用料を下表のとおり増額
- ・市役所ギャラリーの有料化及び市外利用者への開放

施設名称	利用者区分	利用区分	改定後（円）	改定前（円）
市民ギャラリー	市内利用者	全面利用	47,000	42,000
		半面利用	廃止	28,000
	市外利用者	全面利用	94,000	49,000
		半面利用	廃止	35,000
市役所ギャラリー	市内利用者		5,000	0
	市外利用者		10,000	利用なし

3 物品の販売等

- ・主たる目的がギャラリーの設置目的に反しない限り認める。この場合の使用料は200%を乗じて得た額とする。

◆上尾市民ギャラリー条例（昭和58年上尾市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)										
<p>○<u>上尾市民ギャラリー条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民に美術に関する作品等の展示及び鑑賞の場を提供し、もって市民の芸術、文化の振興及び向上に寄与するため、<u>上尾市民ギャラリー</u>(以下「ギャラリー」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="244 746 965 879"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上尾市民ギャラリー</td> <td>上尾市宮本町2番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	上尾市民ギャラリー	上尾市宮本町2番1号	<p>○<u>上尾市ギャラリー条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民に美術に関する作品等の展示及び鑑賞の場を提供し、もって市民の芸術、文化の振興及び向上に寄与するため、<u>上尾市ギャラリー</u>(以下「ギャラリー」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1272 746 1993 946"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上尾市民ギャラリー</td> <td>上尾市宮本町2番1号</td> </tr> <tr> <td><u>上尾市役所ギャラリー</u></td> <td><u>上尾市本町三丁目1番1号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第3条 <u>ギャラリーの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。</u></p> <p>2 <u>上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、ギャラリーの管理上必要があるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(利用時間及び利用期間)</p> <p>第4条 <u>ギャラリーの利用期間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、教育委員会は、ギャラリーの管理上必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。</u></p>	名称	位置	上尾市民ギャラリー	上尾市宮本町2番1号	<u>上尾市役所ギャラリー</u>	<u>上尾市本町三丁目1番1号</u>
名称	位置										
上尾市民ギャラリー	上尾市宮本町2番1号										
名称	位置										
上尾市民ギャラリー	上尾市宮本町2番1号										
<u>上尾市役所ギャラリー</u>	<u>上尾市本町三丁目1番1号</u>										

(利用の許可)

第3条 ギャラリーを利用しようとする者は、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第4条 前条の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) ギャラリーの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) その他ギャラリーの設置目的に反すると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 ギャラリーの利用期間は、木曜日から翌週の水曜日までの1週間を単位とし、引き続き2週間を超えることができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 ギャラリーを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) ギャラリーの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) その他ギャラリーの設置目的に反すると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第7条 教育委員会は、ギャラリーの利用者の遵守事項を定め、及びギャラリーの管理

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はギャラリーの管理上特に必要がある場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2号の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分によって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付する。

上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第8条 教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当する場合又はギャラリーの管理上特に必要がある場合は、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分によって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第9条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1)ギャラリーの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2)利用権利者の責めに帰することができない理由により、ギャラリーを利用することができないとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第27号で昭和58年9月30日から施行)

(原状回復)

第12条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るギャラリーの施設及び付属設備(次条において「施設等」という。)を原状に復しなければならない。第8条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 ギャラリーの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にギャラリーの施設等を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第14条 教育委員会は、ギャラリー内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第15条 ギャラリーのうち、上尾市役所ギャラリー内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、ギャラリーの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第27号で昭和58年9月30日から施行)

附 則(平成6年条例第24号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

使用料

区分	単位	使用料
市内利用者	1週間	42,000円(ギャラリーの半面を利用する場合は、28,000円)
市外利用者	1週間	49,000円(ギャラリーの半面を利用する場合は、35,000円)

備考

- 1 市内利用者とは、市内に住所を有する者のほか、市内に在勤し、又は在学する者をいう。
- 2 1週間とは、木曜日から翌週の水曜日までの7日間をいう。

附 則(平成25年条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日から平成26年12月31日までの間の利用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

使用料

区分	単位	使用料
<u>上尾市民ギャラリー</u>	1週間	<u>47,000円</u>
<u>上尾市役所ギャラリー</u>	<u>1週間</u>	<u>5,000円</u>

備考

- 1 1週間とは、木曜日から翌週の水曜日までの7日間をいう。
- 2 施設(上尾市民ギャラリーに限る。)において展示している作品等(利用権利者(利用権利者が団体である場合にあつては、当該団体に属している者)が自ら当該作品等を制作等したものに限る。)及び図録その他の当該作品等に関連する物品の販売行為を行う場合の使用料の額は、この表に定める施設の使用料の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 3 主として市民(市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をい

う。以下同じ。)以外の者が利用する場合又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料の額は、この表に定める施設の使用料の額(前号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額)に200パーセントを乗じて得た額とする。